

## 大会趣意書

2016年7月26日未明、神奈川県相模原市にある知的障がい者入所施設「津久井やまゆり園」で、元同施設職員の凶行により、19人が亡くなり、27人が負傷する凄惨な事件が起きました。この事件の背景には、障がい者に対する偏見や差別的思考があるとされており、同じことが再び起きぬよう、神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

しかし、私たちはこの理念は神奈川県に限ったことや、障がいの有無に着目したものとは考えていません。私たちは、日本の各地域において、また世界に目を向けても、年齢、性別、人種、出自、宗教、階級、病気や障がい、性的指向などの違いが、個人や集団において差別的思考を生み、同じ人として生きる権利を侵害し、時には争いにもなりうることを、過去から現在に至る歴史的な経過のなかで知っています。そして、社会福祉を基盤とする私たちソーシャルワーカーは、さまざまな状況のもとで、人権と社会正義を守ることを使命として闘い続けてきました。私たちが、本大会のメインテーマを「ともに生きる」とした背景には、特定の地域や領域に限ることなく、普遍的な多様性の尊重と共生の理念があります。

2014年に国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)総会において採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」において「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」と示されました。ソーシャルワークの中核として、社会正義、人権、集団的責任に加えて、多様性尊重(respect for diversities)が挙げられています。多様性の表現は、2000年に国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)が採択したソーシャルワークの定義にはなかったものです。新たな定義のもと、私たちソーシャルワーカーは、それぞれの活動する地域において、あらゆる多様性を尊重しながら、「ともに生きる」社会づくりを促進していく役割を担うものと考えます。

そして副題である「みらいのソーシャルワークの風をつくる」は、私たちソーシャルワーカーの姿勢を示します。ソーシャルワークの実践にあたり、時代や社会環境の変化によって、追い風を感じたり、逆に向かい風を感じることもあります。私たちは、その風を社会福祉の倫理と価値に裏打ちされた視座で読みながら、よりよいソーシャルワークを行えるよう努めてきました。しかし、風を読むだけでは、これからの「ともに生きる」社会づくりを積極的にすすめるムーブメントとしては十分ではないと考えます。これからの時代に向けて、風を読むだけでなく、5年先、10年先、さらに未来へ、私たちがソーシャルワークの風をつくっていくことを誓いたいと思います。

第67回公益社団法人日本医療社会福祉協会全国大会

大会長 水野 茂樹

(国立病院機構神奈川病院、一般社団法人神奈川県医療ソーシャルワーカー協会会長)

公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子

(北里大学病院)